

電子カルテが スタートしました!



2001年厚生労働省から出された「保健医療分野のグランドデザイン」という指針に基づき、現在医療機関のIT化により電子カルテの導入が進められています。

西伯病院では、患者様のサービスの向上及び医療安全などの目的で12月1日より電子カルテシステムが本格的に稼働を開始しました。

電子カルテとはどういうものなのか? また、どのように変わるのか紹介させていただきます。

電子カルテ導入のメリット

電子カルテ導入の最大の目的は患者様のサービスの向上にあります。具体的には次のとおりです。

医療の質の向上

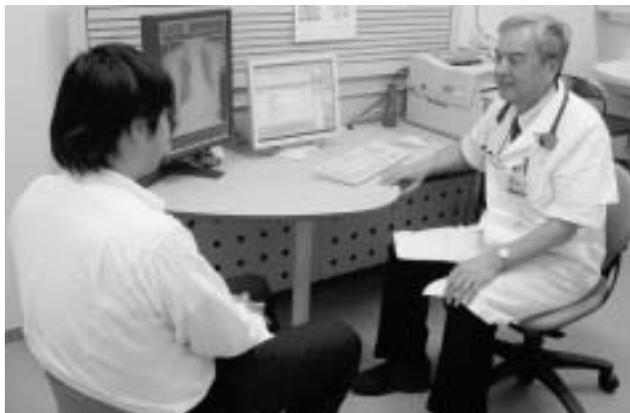
患者様を支援する医師・看護師・薬剤師などのスタッフが同じ情報を即座に共用できるため、より患者様の状態に即したケアや服薬指導などを提供することができます。

分かりやすい医療情報の提供

検査結果などをすぐにグラフ化できるので、患者様も同じ画面を見ながら、より理解しやすいように説明することができます。

より安全な医療の提供

処方した薬剤の量や回数など間違いがないかチェックする機能があるため、より安全な医療を提供す



外来での診察の様子

ることができます。

外来待ち時間の軽減

診察終了時に診察内容が会計のコンピューターにも送られ、即座に計算できるため、待ち時間を短縮することができます。

【患者様へのお願い】

受付、診察、検査の際に診察券(カード)で患者様の確認をさせていただきますので、必ず診察券(カード)をご持参ください。

電子カルテシステムの運用が定着するまで、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

旧病院の解体工事について

新病院の本体工事が完了して、旧病院の解体工事に着手しました。

工事期間中は、工事関係車両の出入りが増えるため、工事現場の出入口付近に交通整理員を配置するなど、交通安全に注意して工事を進めます。

また、解体工事用の機械は低騒音型・低振動型を使用するなど、騒音・振動の低減に努め、近隣の皆様の住環境並びに患者様の療養環境に十分配慮して工事を進めます。

建物外周足場には、飛散防止シートを使用して粉じん等の飛散防止に努めますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

アスベスト調査結果について

解体する旧病院の7箇所の建設資材について、アスベストの調査をしたところ、3箇所の建設資材からアスベストが検出されましたが、いずれも飛散性のないスレート材(壁、天井材)でしたので、法令に従って適切に廃棄処分します。

工事日程

12月 旧精神科病棟解体

1月 旧一般病棟解体

2月 駐車場敷地造成

3月 駐車場整備、外構整備

作業日

月曜日から土曜日(祝祭日を含む)

日曜日・年末年始は原則休日とします。

作業時間

午前8時から午後6時(前後30分は準備、片付け)

但し、騒音を伴わない内部工事等は時間を延長して行う場合があります。

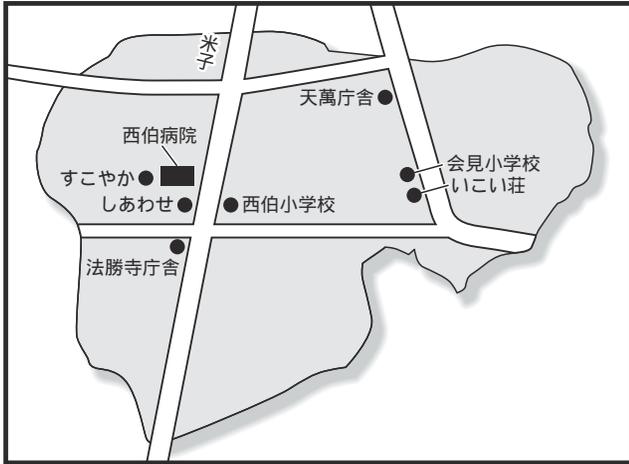
工事についての連絡先

工事現場事務所 ☎39 - 6529

西伯病院庶務係 ☎66 - 2211

臨時駐車場について

工事期間中は既存病院の駐車場が使用できなくなりますので、新病院の南側(新宮谷川沿い)並びにヤマト薬局横に臨時駐車場を設置していますのでご利用ください。



No.14

すこやかだより

南部町健康管理センター「すこやか」
 〒683-0323 南部町倭482 FAX: 66-5523
 ☎健康福祉課: 66-5522 保健対策室: 66-5524

老人保健医療受給者のみなさまへ

(高額医療費・老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請)

75歳以上の方(ただし昭和7年9月30日以前にお生まれの方、65歳以上で一定の障害のある方も含みます)は、「老人保健医療制度」で診療を受けることになります。

高額医療費の申請

1ヶ月の医療費が下表の自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により「高額医療費」として支給されます。また、すでに「老人医療の高額医療費について(ご案内)」の通知を受けとってまだ申請されていない方はご確認のうえ申請してください。

自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人ごと)限度額	外来と入院(世帯ごと)限度額
一定以上の所得がある方	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
一般	12,000円	40,200円
低所得 (住民税非課税等)	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円



老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

平成17年度の住民税が非課税世帯の方は、医療入院時の一部負担金と食事標準負担額が減額になります。まだ申請していない方で該当する方は「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

お医者さんにかかるときは、保険証、医療受給者証を忘れずに!

医療受給者証には自己負担の割合が記載されています。病院等の窓口で提示しないと負担区分にかかわらず、全額をいったん支払わなければならなくなります。

また、加入されている保険証が変わったときは変更の届出が必要ですので手続きをしてください。

手続き	必要なもの	申請窓口
高額医療費申請	<ul style="list-style-type: none"> 医療受給者証(桃色) 健康保険証 印鑑 高額医療費のお知らせ(ある方のみ) 預金通帳 	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理センター「すこやか」 天萬庁舎町民生活課
限度額適用・標準負担額減額認定証交付	<ul style="list-style-type: none"> 医療受給者証(桃色) 健康保険証 印鑑 	
加入保険証の変更	<ul style="list-style-type: none"> 新しい健康保険証 医療受給者証(桃色) 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理センター「すこやか」 法勝寺庁舎町民生活課 天萬庁舎町民生活課